



交通バリアフリー法9年間の検証を踏まえて、関西からの発信



2000(平成12)年に「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律(交通バリアフリー法)」が施行され、2006(平成18)年12月には、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー新法)」が施行され、

建築物と交通関連施設との一体的なバリアフリー化の促進が図られることになりました。さらに、バリアフリー新法では、対象範囲を大きく広げ、移動に困難を持つすべての人たちの日常生活全般にわたる外出機会の増大を通じての生活の質の向上を目指すものとなっています。

本セミナーにおいては、9年間にわたる交通バリアフリー法の成果を踏まえ、バリアフリー新法の効果的な実践方法を探り、これからのまちのあり方について議論を深めたいと思います。

開催日時：2008年6月21日(土曜日)

14:00~17:00 (13:30 受付開始)

会場：学校法人常翔学園・大阪センター

301+302 教室 (定員 160名)

大阪市北区梅田 3-4-5 毎日インテシオ 3階

JR 大阪駅徒歩 10分

TEL 06-6346-6367

<http://www.josho.ac.jp/corp/jigyoubu/osakacenter/index.html>

参加費：無料

主催：日本福祉のまちづくり学会、日本福祉のまちづくり学会関西支部
土木学会土木計画学研究委員会福祉の交通・地域計画研究小委員会

共催：国土交通省近畿運輸局、交通エコロジー・モビリティ財団
(財)関西交通経済研究センター (以上予定)

バ
リ
ア
フ
リ
ー
新
法
で

S E M I
2 0 0 8
0 6 2 1

まちはこう**変**わる

